ライオンズ必携第61版 改正箇所

◆複合地区会則改正

改正 (第 61 版)	現行(第60版)				
複合地区会則 目次		複合地区会則	目次	新たに追加	(P143-P144)
第1章 複合地区 第1条 名称	145	目次を新たに記	追加す?	3.	
第2条 目的	145				
第3条 <mark>構成</mark> メンバー	146				
第4条 優越性	146				
第5条 複合地区ガバナー協議会	146				
第6条 複合地区年次大会	149				
第7条 複合地区委員会	150				
第8条 ライオン誌日本語版	151				
第9条 一般社団法人日本ライオンズ	152				
第10条 ガバナー協議会事務局	154				
第11条 複合地区会計	154				
第2章 地区					
第12条目的	155				
第13条 構成及び組織	156				
第14条 地区キャビネット会議	156				
第15条 地区ガバナー,第一および					
第二副地区ガバナー	157				
1. 地区ガバナー	158				
2. 第一副地区ガバナー	160				
3. 第二副地区ガバナー	161				
4. 空席の補充	163				
第16条 地区ガバナー・キャビネット	164				
第17条 キャビネット構成員	165				
第18条 地区委員その他	167				
第19条 <mark>解任</mark>	167				

改正(第61版)		現行(第60版)					
第20条 キャビネット構成員の任務	167	複合地区会則	目次	新たに追加	(P143-P144)		
1. キャビネット幹事及び会計		目次を新たに追	自加する				
	168 169						
	170						
5. 地区GETコーディネーター	171						
	172						
7. リジョン・チェアパーソン 8. ゾーン・チェアパーソン							
9. 地区マーケティング委員長							
10. 地区グローバル・アクション・チーム							
(GAT)	177						
第21条 地区年次大会	178						
第22条 地区名誉顧問会	180						
第23条 地区ガバナー諮問委員会	180						
第24条 キャビネット事務局	181						
第25条 地区会計	181						
第3章							
第26条 改正	182						
第27条 規則の制定および改廃	182						
第28条 名称,紋章,その他標識	182						
第29条 禁忌事項	182						
第30条 施行期日	184						
別紙A 標準版複合地区年次大会議事法	規則(例)						
	185						
別紙B 複合地区大会開催手順(例)	187						
別紙C 標準版地区年次大会議事規則(例)191						
別紙D 地区大会開催手順(例)	194						
別紙E~G 指名委員会チェックリスト	198						
別紙H 各複合地区·都道府県割表	201						

誤) 第3条 構成 (P146)

複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員は、ガバナー協議会の格構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。

正) 第3条 構成 メンバー(P146) 複合地区は,別表H の地区内において結成され,ライオンズクラブ国際協会の承認を受けた すべてのライオンズクラブから成る。

第3条 構成 (P140)

複合地区は、別表1の地区内において結成され、 ライオンズクラブ国際協会の認証を受けたすべて のライオンズクラブから成る。

第6条 複合地区年次大会 (P149)

7. 複合地区大会は<mark>国際理事候補者資格審査委員会規則</mark>に基づいて,国際理事候補者の推薦を行<u>う。また</u>国際第3副会長立候補者推薦手続規則に基づいて,国際第3副会長候補者の推薦を行う

第8条 ライオン誌日本語版 (P151)

1. 国際協会が直接発行する公式<u>広報</u>誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。

第6条 複合地区年次大会 (P144)

7. 複合地区大会は国際理事候補者推薦選挙 手続規則に基づいて、国際理事候補者の推薦を 行い、国際第3副会長立候補者推薦手続規則に 基づいて、国際第3副会長候補者の推薦を行 う。

第8条 ライオン誌日本語版 (P145)

1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。

◆第2章 地 区 P149~

改正 (第 61 版)

(P156)

2. <u>リジョン及びゾーンの構成は</u>地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、2つ以上のゾーンにより構成されるリジョンに分けることが出来、そのゾーンは通常4から8のクラブから成るが、ゾーンは新たに結成されたクラブを含める際にはいつでもクラブ数を拡大することができる。その編成案は提出前に、所属クラブに30日前までに通知する。

第 14 条 地区キャビネット会議

1. 地区キャビネット会議

現行(第 60 版)

(P150)

(P156 新設)

2. 地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、16 以下及び10 以上のクラブを持つリジョンに分ける。各リジョンは、クラブの地理的位置を十分考慮して、8 以下及び4 以上のクラブを持つゾーンに分ける。

(P150)

「地区キャビネット会議」を新たに加える。

- (a) 定例会議。キャビネットの定例会議は四半期ごとに1回ずつ開かれるものとし、第1回会議は、国際大会閉会後30日以内に開かれる。キャビネット幹事は、地区ガバナーが定める日時及び場所を明示した会議の案内を、会議の10日前までに、文書で各キャビネット構成員に送らなければならない。
- (b) 特別会議。地区ガバナーは、自分の判断で特別会議を招集することができる。又、過半数のキャビネット構成員の文書による要求が地区ガバナー又はキャビネット幹事に提出された場合、地区ガバナーは特別会議を開かなければならない。キャビネット幹事は、その会議の目的と、地区ガバナーが定める開催日時及び場所を明示した会議の案内を、会議前の5日から20日の間に、文書(手紙、電子メール、ファックス、電報を含む)で各キャビネット構成員に送らなければならない。
- (c) 定足数。キャビネット構成員の過半数の 出席をもってキャビネット会議の定足数に達 したとみなされる。
- (d) 投票。投票する権利は、本地区会則第6条第2項複合地区会則第2章地区第16条3及び第17条第1で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。
- 2. 代替会議形式。地区キャビネットの定例会議 又は特別会議は、地区ガバナーが決定した場 合、電話会議及び/またはウェブ会議などの代 替会議形式により開催することができる。
- 3. 郵便による業務処理。地区キャビネットは、 郵便(文書、電子メール、ファックス、電報を 含む)により業務処理を行うことができる。た だし、全キャビネット構成員の3分の2の書面 による賛成が得られない限り、そのような行 為はいかなるものも有効とはならない。この ような行為は、地区ガバナーまたは地区役員 のいずれか3人により提議することができる。

第 14 条 地区キャビネット会議が追加されたことにより、以下条数を降繰り上げる

第 15 条 地区ガバナー,第一および第二副地区ガバナー (P157)

1. 地区ガバナー

国際理事会の全般的監督のもとに本地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計、その他本地区会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接監督する。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、協 会の目的を推進する。
- (b) 以下の分野における各地区目標の達成に 焦点を当て、それに向けて取り組むための 現行の地区行動計画を実施する地区の役員 チームのメンバーを監督する。
 - (1) 新ライオンズクラブを結成する。
 - (2) 効果的なクラブ運営を徹底する。
 - (3) 会員純増を達成する。
 - (4) クラブレベルと地区レベルでリーダー 育成と技能開発を提供する。
 - (5) 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。
 - (6) ライオンズクラブ国際財団を支援・推進 し、ライオンズクラブ国際財団へのクラ ブと会員による寄付を奨励する。
- (c) 地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーターとして、地区内クラブの会員増強、新クラブ結成、指導力育成、人道奉仕を監督し、推進する。
- (d) 地区の運営管理を監督する。
 - (1) 会員のニーズを満たすため、地区の各行事を効果的に管理する。
 - (2) 本地区会則に従って、キャビネット役員及び地区の委員を指導監督する。
 - (3) 任期終了の際には、地区の一般及び/又 は財務関連の記録一式並びに資金を速やか に後任者に引き渡す。

第 14条 地区ガバナー,第1 および第2 副地区ガバナー (P150)

第1第2は、全て国際会則にあわせ漢数字に統一。

1. 地区ガバナー

本協会の国際役員として、また国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区の最高行政役員として、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及び会計(または幹事兼会計)、その他単一地区または複合地区の会則および付則に定められるキャビネット構成員を直接指導監督する。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区レベルのグローバル会員増強チーム (GMT) を監督すると共に、他の地区役 員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積 極的に支援するよう働きかける。
- (c) 地区レベルのグローバル指導力育成チーム (GLT)を監督すると共に、他の地区役 員に対し、クラブ及び地区レベルにおける 指導力育成を積極的に支援するよう働きか ける。
- (d) ライオンズクラブ国際財団を支援かつ推進 する。
- (c) 地区大会、キャビネット会議及び地区のその他会議に出席した場合には、その議長を 務める。
- (f) 国際理事会が要請するその他任務を遂行す る。

- (4) 地区大会あるいは複合地区大会におけ る地区年次会議で、現会計年度の詳しい収 支報告書を提出する。
- (5) 協会の名称及び紋章の使用違反をすべてライオンズクラブ国際協会に報告する。
- (e) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。
 - (1) 地区内のライオンズクラブの運営が円 滑に行われるよう、各クラブが最低年に 1度地区ガバナー、地区キャビネットの 一員、または地区ガバナーが指名するラ イオンによる直接の(または必要ならオ ンラインでの)訪問を受けることを確実 にする。
 - (2) ゾーン・チェアパーソンとリジョン・チェアパーソン (いる場合) の支援を得て、地区内の各クラブの状態を見守り、各クラブがグッドスタンディングを保っていること、会員のニーズを満たしていること、協会の目的を支援していることを確かめる。
 - (3) 適切な手段を用いて、ライオンズクラブ間の協調を図り、対立を解消する。
- (f) 地区大会、キャビネット会議及びその他会 議に出席した場合には、その議長を務める。
- (g) 国際理事会により要請されるその他の任 務を遂行する。
- 2. 第一副地区ガバナー (P160)

第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役及び代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、本協 会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的

第1を「第一」の漢数字で統一する。

2. 第一副地区ガバナー (P151)

第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高行政補佐役を務める。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル会 員増強チーム (GMT) との主要連絡役を務

に努力する。

- (c) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。
- (d) 翌年度以降、地区目標に向けた行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。
- (1) 地区計画を遂行するために必要な行動を 理解する。
- (2) 各役職に就く上での、役割と責任、情報資料、そして資格のあるライオンズを知る。
- (3) チームメンバーが各自の役目を果たすた めに十分な研修を確実に受けるようにす る。
- (4) クラブ役員と密接に協力して未来の地区 役員を特定する。
- (e) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (f) 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員 会を監督する。
- (g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加 し、地区ガバナー不在の際には、会議におい て議長を務める。
- (h) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。
- (i) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加す る。
- (j) 地区予算作成に協力する。
- (k) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナー の代理としてクラブを訪問する。
- (1) 地区ガバナー及び地区大会委員会と連携し、 年次地区大会を支援し計画すると共に、地区 内の他の行事の企画及び推進において地区ガ バナーに協力する。

- め、地区における会員増強、新クラブ結成、 ならびに既存クラブの成功を図る積極的役割 を担う。
- (c) 地区ガバナー、第二副地区ガバナー、および グローバル指導力育成チーム(GLT)と協力 し、地区全体の指導力育成計画を策定及び実 施する。
- (d) 地区ガバナー職に空席が生じた場合,その任 務と責任を果たすことができるよう,地区ガ バナーの任務を心得ておく。
- (c) 地区ガバナーから割当てられる行政任務を果 たす。
- (f) 国際理事会の要請および他の指示に従い、そ の他の任務を遂行する。
- (8) すべてのキャビネット会議に積極的に参加 し、地区ガバナー不在の際には、すべての会 議において議長を務める。
- (h) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
- (i) 地区予算作成に協力する。
- (j) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的 に関与する。
- (k) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委 員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点 の評価に関与する。

3. 第二副地区ガバナー (P161)

第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、本協 会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的 に努力する。
- (c) リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区 との橋渡し役 (地区ガバナーの指示のもとに) を務め、クラブの健康を支えるためゾーン運 営を成功させられるよう努力する。
- (d) 地区内クラブの強みと弱みを把握し、クラブ の発展をサポートする情報資料に精通する。
- (e) 地区ガバナーの職に備える。
- (1) 地区ガバナーの職責について熟知する。
- (2) リーダーとしての技量を測り、磨く。
- (3) 地区の構造と、会則及び付則、利用できる情報資料を理解する。
- (4) クラブの健康のバロメーターに注意し、クラ ブの強みと弱みを測る。
- (5) ライオンズクラブ国際財団 (LCIF) が提供するプログラムを理解する。
- (6) 効果的なクラブ訪問を行う準備をする。
- (f)地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。
- (g) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (h) 年次地区大会の計画および開催において地 区ガバナーおよび第一副地区ガバナーに助力 する。
- (i) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員 会を監督する。
- (j) すべてのキャビネット会議に積極的に参加 し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不 在の際には、すべての会議において議長を務 める。

3. 第二副地区ガバナー (P152)

第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル指導力育成チーム(GLT)との主要連絡役を務め、効果的な指導力育成の実施及び促進において、自ら積極的に参加すると同時に他の地区役員に働きかける。
- (c) 地区ガバナー,第一副地区ガバナー,および グローバル会員増強チーム(GMT)と協力 し,地区全体の会員増強計画を策定及び実施 する。
- (d) 地区ガバナーから割当てられる任務を果た す。
- (e) 本協会の方針に従って、その他任務を遂行する。
- (f) すべてのキャビネット会議に積極的に参加 し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不 在の際には、すべての会議において議長を務 める。
- (g) 地区予算作成に協力する。
- (h) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的 に関与する。
- (i) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。

(k) 地区予算作成に協力する。

第 16 条 地区ガバナー・キャビネット (P164)

- 3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰 する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じ て開くことができる。これらの会議で地区ガバナ ー, 前地区ガバナー, 第一副地区ガバナー, 第二 副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネ ット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェア パーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員 長に投票権が与えられる。また、地区グローバル アクションチームのメンバーおよび LCIF 地区コ ーディネーターに、投票権が与えられる。
- 4. 地区キャビネット(幹事団や内局等)の委員 会。地区ガバナーが地区の効果的な運営に必要か つ適切と判断した場合には、その他の委員会及び (又は)委員長を設置し、任命することができる。 このような委員会の委員長は、地区キャビネット の投票権のない構成員とみなされる。
- 5. レオまたはレオライオンがレオ/レオライオ ン・キャビネット・リエゾンの役職に任命される 場合は、この役職はキャビネットにおける投票権 を持たないアドバイザーを務める。
- 5. キャビネット会議の出席者は地区ガバナーが 決定する。
- 6. 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者 を必要に応じて会議に招集し, 諮問することがで きる。

第**17**条 キャビネット構成員 (P165)

- 1. キャビネット構成員を次のとおりとする。
- (a) 地区ガバナー, 前地区ガバナー, 第一副地区 ガバナー, 第二副地区ガバナー, 地区名誉顧 問会議長、キャビネット幹事、キャビネッ会 計および地区 FWT/GLT/GMT/GST/GET/ LCIF コーディネーター、リジョン・チェアパ ーソン、ゾーン・チェアパーソン
- (b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命 (b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命 した者。

第 15 条 地区ガバナー・キャビネット (P154)

- 3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰 する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じ て開くことができる。これらの会議で地区ガバナ ー, 前地区ガバナー, 第一副地区ガバナー, 第二 副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネ ット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェア パーソン, ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員 長に投票権が与えられる。
- 4. キャビネット会議の出席者は地区ガバナー が決定する。
- 5. 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の 者を必要に応じて会議に招集し、諮問することが できる。

第16条 キャビネット構成員 (P155)

- 1. キャビネット構成員を次のとおりとする。
- (a) 地区ガバナー, 前地区ガバナー, 第一副地区 ガバナー, 第二副地区ガバナー, 地区名誉顧 問会議長、キャビネット幹事、キャビネッ会 計および地区 FWT/GLT/GMT/GST/LCIF コーディネーター, リジョン・チェアパーソ ン、ゾーン・チェアパーソン
- した者。

地区会則委員長,地区<u>マーケティング</u>委員長, 地区会員委員長,地区国際大会委員長,地区YC E委員長,地区情報テクノロジー委員長,地区エクステンション委員長,地区糖尿病委員長,地区 視力(献眼)委員長,地区食料支援(子ども食堂) 委員長,地区小児がん委員長,地区環境保全委員 長,地区アラート(災害支援)委員長,地区レオ委 員長,地区LCIF委員長,(*)地区<u>年次</u>大会委員 長,地区指導力育成委員長,地区ライオンズクエスト委員長,地区報期所止委員長,地区献血 委員長,地区会員維持委員長,地区家族および女 性委員長,地区青少年委員長 (*)330複合地区 のみ「地区ライオネス委員長」が残っている。

- ◎ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員長(330・331・332・333・334・335・337複合地区)。
- ◎ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員 長並びにキャビネット副幹事・副会計(336複合 地区)。

地区会則委員長,地区PR委員長,地区会員委員長,地区国際関係委員長,地区YCE委員長,地区ライオンズ情報委員長,地区エクステンション委員長,地区視覚障害者福祉委員長,地区聴覚・言語障害者福祉委員長,地区レオ委員長,地区環境保全委員長,地区LCIF委員長,(*)地区大会参加委員長,地区指導力育成委員長,地区ライオンズクエスト委員長,地区献血委員長,地区文化および地域社会活動委員長,地区文化および地域社会活動委員長,地区会員維持委員長,地区女性および家族会員増強委員長,地区アラート委員長,地区青少年委員長(*)330複合地区のみ「地区ライオネス委員長」が残っている。

- ⊕ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員長(330・331・332・333・334・335・337 複合地区)。
- (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員 長並びにキャビネット副幹事・副会計(336 複 合地区)。

※地区特有の任命についてはここには掲載しない。

第19条 解 任 (P167)

地区ガバナーによって任命された地区キャビネット構成員は、正当な理由があれば、地区ガバナーが解任できる。地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーを除く、選挙で選ばれた地区キャビネット構成員は、正当な理由があれば、地区キャビネット全構成員の3分の2以上の賛成票によって解任できる。

第 <mark>20</mark> 条 キャビネット構成員の任務

(P167~P178)

- 1. キャビネット幹事及び会計。地区ガバナ 一の指導監督のもとに、任務を果たす。具体 的な任務は次のとおりである。
 - (a) 協会の目的を推進する。
 - (b) 役職に伴って課せられる任務を遂行

「第 19 条 解任」新たに追加

第18条 キャビネット構成員の任務 P156

- 1. 前地区ガバナーは地区の調和を図る。
- 2. キャビネット幹事は地区ガバナーの指揮 のもとに、キャビネットの運営事務をつか さどる。
- 3. キャビネット会計は地区ガバナーの指揮 のもとに、キャビネットの出納をつかさど

する。これには下記が含まれるが、これに限られるものではない。

- 1) キャビネット全会議の正確な議事記 録をとり、会議終了後15日以内に、そ の写しを各キャビネット構成員及び国 際協会本部に送る。
- 2) 準地区大会の議事録を作成し、その 写しをライオンズクラブ国際協会、地 区ガバナー、準地区内各クラブの幹事 に送る。
- 3) 地区ガバナー又はキャビネットの要 求に従って、キャビネットに報告をす る。
- 4) 準地区内の会員及びクラブに課せられるすべての会費を徴収し、地区ガバナーが定める銀行にこれを預金し、更に地区ガバナーの指示に基づいて支払いをする。
- 5) 準地区内で徴収した複合地区会費が あれば、これを複合地区協議会幹事・ 会計に送金し、領収書を確保する。
- 6) 正確な会計帳簿その他の記録、並びにキャビネット会議及び準地区会合の議事録を作成及び保管し、適切な目的のため、妥当な日時に、地区ガバナー、キャビネット構成員、クラブ会員(又はその正当な代理人)の検査を許す。地区ガバナー又はキャビネットの指示に従って、必要な帳簿及び記録を、地区ガバナーが任命した監査委員に提出する。
- 7) 地区ガバナーの要求があれば、忠実 な職務遂行を保証するために、指定額 の保証金を積む。
- 8) 任期終了の際には、地区の一般及び/ 又は財務関連の記録並びに資金を速や かに後任者に引き渡す。
- (c) 国際理事会の指示により要求されるそ

る。

- 4. リジョン・チェアパーソンは地区ガバナーを補佐し、地区ガバナーの指揮のもとに、 責任者としてリジョンの運営に当たる。
- 5. ゾーン・チェアパーソンは地区ガバナー およびリジョン・チェアパーソンの指揮の もとに、責任者としてゾーンの運営に当た る。
- 6. 地区会則委員長は地区ガバナーの指揮の もとに、会員に対して諸会則、諸規則の周 知を図り、また、会則に関する諮問事項に 答えるとともに、必要な場合には意見の具 中を行う。
- 7. 地区 P R 委員長は地区ガバナーの指揮の もとに地区内クラブ間の P R および公衆に 対する P R活動を担当する。
- 8. 地区 I T委員長は地区ガバナーの指揮の もとに地区内クラブ間のインターネットへ の理解と普及活動を推進する。
- 9. 地区会員委員長は地区ガバナーの指揮の もとに、地区内全会員を活動的なしかも熱 心な会員に養成することおよび各ライオン ズクラブに対し、奉仕的精神に富んだ人を 積極的に新会員に選択するようその推進に 当たる。
- 10. 地区国際関係委員長は地区ガバナーの 指揮のもとに、国際間の相互理解と協力の 推進に当たる。
- 11. 地区YCE委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、青少年の交換指導を担当する。
- 12. 地区ライオンズ情報委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、会員にライオンズクラブの歴史、組織、規約、行事計画などライオンズ全般にわたる情報を提供する。
- 13. 地区エクステンション委員長は地区ガ ボナーの指揮のもとに、エクステンション に関する活動を行い、新ライオンズクラブ の健全な育成を図る。

- の他の任務を遂行する。
- (d) キャビネット幹事とキャビネット会計 の職が別々に設けられている場合には、そ の役職の本質に従って、(b) に記載されて いる任務がそれぞれの役員に割り当てられ るものとする。
- 2. 地区グローバル指導力育成チーム (GLT) コーディネーター。地区ガバナーの指導監督 のもとに、地区 GLT コーディネーターは地区 グローバル・アクション・チーム (GAT) の一員である。その責任には以下が含まれる。
 - (a) 地区チームとともに、地区の指導力育成 目標の達成に焦点を当て、それに向けて 取り組むための地区計画を策定・実施し、 クラブ役員、リジョン及びゾーン・チェ アパーソン、公認ガイディング・ライオ ン、必要に応じその他のメンバーの研修 を開催する。
 - (b) 年間地区学習及び指導力育成計画を立 てて遂行し、研修について Learn で報告 する。
 - (c) 奉仕、会員増強、または指導力育成の役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。
 - (d) 適切な場合には、地区の各行事での研修 を支援・進行する。
 - (e)地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。
- 3. 地区グローバル会員増強チーム (GMT) コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区 GMT コーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。
 - (a) 地区チームとともに、地区の会員増強 目標の達成に焦点を当て、それに向けて

- 14. 地区視覚障害者福祉委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、視覚障害者のための 諸活動を遂行する。
- 15. 地区聴覚・言語障害者福祉委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、聴覚障害者および言語障害者のための諸活動を遂行する。
- 16. 地区レオ委員長は地区ガバナーの指揮 のもとに、レオクラブ結成および活動の推 進指導に当たる。
- 17. 地区環境保全委員長は地区ガバナーの 指揮のもとに、環境保全のための諸活動の 推進指導に当たる。
- 18. 地区LCIF委員長は地区ガバナーの 指揮のもとに、ライオンズクラブ国際財団 の諸活動に協力する。
- 19. 地区アラート委員長は地区ガバナーの 指揮のもとに、アラート活動の推進・指導 に当たる。
- 20. 地区大会参加委員長は地区ガバナーの 指揮のもとに、各種大会に関する会員の認 識を深め参加を奨励する。
- 21. 地区指導力育成委員長は地区ガバナー の指揮のもとに、指導力育成のための諸活 動を推進する。
- 22. 地区ライオンズクエスト委員長は地区 ガバナーの指揮のもとに、麻薬・覚醒剤な どの薬物およびアルコールによる害毒に関 する青少年のための教育プログラムを企 画・推進するとともに、青少年の健全な成 長を図る。
- 23. 地区献血委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、献血に関する諸活動の推進指導に当たる。
- 24. キャビネット副幹事、副会計は、地 区ガバナーの指揮のもとに、キャビネット 幹事、キャビネット会計を補佐する(33 6 複合地区)。

- 取り組むための地区計画を策定し実施する。
- (b) 主なツールや取り組みについてクラブ 会員委員長を教育し、各クラブで会員勧 誘と会員の満足度を向上させるための会員増強計画を立てるよう奨励する。
- (c) 会員に関する問い合わせを受けるクラブ会員委員長を支援し、適用される方針に沿った迅速な指導を行う。
- (d) 会員候補者には迅速に連絡が行われ、興味や、都合、期待、その他の要素にもとづいた適切なクラブに紹介されるようにする。もし適切なクラブがなければ、新クラブを結成するための指導と支援が与えられるようにする(グローバル・エクステンション・チームの地区コーディネーターが任命されていない場合)。
- (e) 会員増強における指導的役割を担えそ うなリーダー候補者を特定すべく努力す る。
- (f) グローバル指導力育成チーム及びグローバル・アクション・チームの地区コーディネーターたちと協力し、クラブに会員維持の戦略を提供する。
- (g) 地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。
- 4. 地区グローバル奉仕チーム (GST) コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区 GST コーディネーターは地区グローバル・アクション・チーム (GAT) の一員である。その責任には以下が含まれる。
 - (a) 地区チームとともに、地区の奉仕及び資 金調達目標の達成に焦点を当て、それに 向けて取り組むための地区計画を策定し

実施する。

- (b) 地区内のクラブによるアクティビティ 報告率を上げるよう努力する。
- (c) LCIとLCIFの奉仕プログラムや交付金、 およびLCIの奉仕関連リソースの活用に ついて、知識を得、参加を奨励する。
- (d) 地区におけるアドボカシー活動の推進者として、クラブが意識高揚、地域社会の啓蒙、変化の唱導を行う上で支援する。
- (e) 知名度と会員の満足度を高め、新会員を 獲得し、ノウハウの共有を奨励するため、 奉仕の成功事例をライオンズや地域社会 に共有する。
- (f) 奉仕における指導的役割を担えそうな リーダー候補者を特定すべく努力する。
- 5. グローバル・エクステンション・チーム
 (GET) コーディネーター (この役職が地区ガバナー任期中に活用される場合)。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区 GET コーディネーターは地区グローバル・アクション・チーム (GAT) の一員である。その責任には以下が含まれる。
 - (a) 地区チーム(地区ガバナーおよび各副地区ガバナーを含む)と協力し、地区の新クラブ目標の達成と維持を徹底する。
 - (b) ボランティア奉仕がまったく行われていない、ない、あるいは十分に行われていない地域社会や、より大きなコミュニティにおけるグループ内において、新クラブを結成する機会を見出す。
 - (c) 地区のリーダーたちと協力して、新クラブ結成を成功させるために必要なタスク (会員の勧誘、リーダーシップ育成、有意義な奉仕事業への参加促進など)を遂行できるチームを作る。
 - (d) 新クラブ開発のプロセスと方針を理解 した上で、それをチームメンバーに伝え、 さらに正確な情報が入会予定者に伝わる

よう徹底する。

- (e) スポンサー・クラブが新クラブ役員のメンター(教育係)を務められるように手助けし、またガイディング・ライオンに新クラブの心得を教育することで、新クラブの成功を確かなものにする。
- (f) 新クラブ結成に関心のあるライオンズ を研修し、起用することで、地区の新ク ラブ結成の可能性を広げる。
- (g) 新クラブの申請書に記入漏れがないか、 承認手続きが正しくされているか、効率 的に提出されているかを確かめる。
- 6. 地区 LCIF コーディネーター。地区 LCIF コーディネーターは、複合地区 LCIF コーディネーターが地区ガバナーと協議の上で推薦し、LCIF 理事長が任命する。その任期は3年である。この役職はライオンズクラブ国際財団(LCIF)のアンバサダーの役割を果たし、複合地区 LCIF コーディネーターに直属するものの地区指導陣と密接に連携する。その責任には以下が含まれる。
- (b) LCIF の地区内や国内外での重要性とインパクトについてライオンズに啓発する。
- (c) 地区全体におけるファンドレイズのあら ゆる側面において LCIF を支援するようラ イオンズに奨励する。
- (d) LCIF の交付金受給の機会について熟知し、LCIF が支援する種々の交付金及び事業について地区内ライオンズを啓発する。
- 7. リジョン・チェアパーソンは地区ガバナーを補佐し、地区ガバナーの指揮のもとに、 責任者としてリジョンの運営に当たる。
- 8. ゾーン・チェアパーソンは地区ガバナー およびリジョン・チェアパーソンの指揮の もとに、責任者としてゾーンの運営に当た

る。

- 9. 地区マーケティング委員長。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区マーケティング委員長はマーケティングおよびコミュニケーションの取り組みに責任を負い、地区グローバル・アクション・チームを直接サポートする。その責任には以下が含まれる。
 - (a) 地区チームと協力し、大規模な行事や、 プログラム、イニシアチブを広報する機 会を特定・支援する。
 - (b) 地区グローバル会員増強チーム・コーディネーターと直接連携し、マーケティングのチャンネルを通じて集まるあらゆる入会見込み者を適切なクラブに案内する。
 - (c) マーケティングや PR の指導をすること で、地区ガバナーおよび地区グローバル・アクション・チームをサポートする。
 - (e) 地区の資金援助の機会において支援を 行う。
 - (f) 直接、あるいは地区マーケティング委員 会の設置を通じて、地区の各種ソーシャルメディアやウェブサイトを管理する。
 - (g) グローバル・ブランド・ガイドラインに 対する十分な理解を保持する。
 - a. 地区のあらゆる活動において、グロー バルブランド資産を適切に、かつ一貫し て使用するよう奨励する。
 - b. ストーリー作成やメディア発信の準備 において、承認されたブランドテンプレ ートの使用を援助する。
 - (h) クラブに、クラブ・マーケティング委 員長を任命するよう奨励する。
 - a. 会議や研修を開催したり、マーケティングの指導やコツを提供することによって、クラブ・マーケティング委員長を継続的に支援するようにする。
 - (i) LCI と LCIF の優れた活動やニュース性

の高いストーリーを、ソーシャルメディアの各チャンネルを介してライオンズや各方面のメディアに、さらに外部に向けて、発信する

10. 地区グローバル・アクション・チーム (GAT)。地区ガバナーがファシリテータ ーを務めるこのチームには、地区グローバ ル会員増強チーム・コーディネーター、地 区グローバル奉仕チーム・コーディネータ ー、地区グローバル指導力育成チーム・コー ディネーター、および地区グローバル・エ クステンション・チーム・コーディネータ ーが含まれ、地区マーケティング委員長の 支援を受ける。チームは、クラブが人道奉 仕を広げ、会員増加を達成し、未来のリーダ ーを育成する手助けを協働して行うための 計画を策定し実施する。定期的に会合し、 その計画の進捗状況と、計画をサポートす る可能性のある取り組みを討議する。複合 地区グローバル・アクション・チームのメン バーと連携してさまざまな取り組みや成功 事例について学び、活動、達成事項、課題 を複合地区グローバル・アクション・チー ムのメンバーと共有する。地区ガバナー諮 問委員会会議のほか、奉仕、会員増強、あ るいは指導力育成の取り組みを主に取り上 げるゾーン、リジョン、地区、または複合地 区の会議に出席して意見を交換し、クラブ の取り組みに利用できそうな知見を得る。

第 29 条 禁忌事項 (P182)

- (1)ライオンズ道徳綱領に反する言動や行為をしてはならない。(国際理事会方針書第6章A項)(本編 P11)
- (2)クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよび クラブ会員に対し、資金、物品および援助を求 める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文

第3章 改正その他

第27条 文書配布の規制 (P163) クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員に対し、資金、物品、援助を求める文書 並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。(文書には、郵便のほか電子メール、ファクス、ソーシャルネットワークなどのすべて

書等を配布してはならない(文書には、郵便の ほか電子メール、ファクス、ソーシャルネット ワークなどのすべての電子的手段による送信手 段を含む)。但し緊急災害に関する支援援助等は 除く。

また、会議においては、議長の許可なく資料 配布はしてはならない。

(3)差別禁止方針

ライオンズクラブ国際協会は、差別禁止方針を支持する。ライオンズクラブ及び会員は、人種、肌の色、宗教、信条、国籍、先祖、性別、配偶者の有無、年齢、障害、兵役、あるいは法律で保護されているその他のいかなる状況によっても差別してはならない。この方針に反することは、ライオンズの会員及び又はライオンズクラブとしてふさわしくない行動を取ったとみなされ、その結果、国際理事会が定める方針に従って、クラブが「ステータスクオ」処分及び又は解散処分を受ける場合がある。(国際理事会方針書第17章 I 項)

- (4)クラブへの納入金未納の通知書を幹事から受けてから 30 日以内に納入しない会員は、直ちに、全額を納入するまでグッドスダンディングでなくなる。グッドスタンディングの会員のみがクラブにおいて投票権を持ち、役員になることができる。
- (5) クラブは公職の候補者を後援または推薦して はならない。また、クラブのいかなる会合にお いても政党、宗派に関して討論してはならない。
- (6) クラブ役員および会員は自らのライオン歴を 累進させる場合を除き、いかなる個人的、政治 的、その他の野心のためにも、会員であること を利用してはならない。また、クラブ全体とし てもクラブの目的に反する運動に参加してはな らない。
- (7)クラブの会員以外の者が、会合の席でクラブに 資金を求めることはできない。本クラブの会合 中に通常の経常支出として計上されていない臨

の電子的手段による送信手段を含む)。

禁忌事項は、

役員必携に掲載されているが、広く会員に周知する意味でライオンズ必携にも掲載する。

時支出の要請又は提案がなされた場合には、そ のいかなるものも、さらなる検討を受けるべく 適切な委員会あるいは理事会に付する。

- (8)会員名簿は、理事会の承認なく、それを請求する者に配布してはならない。
- (9)国際会則第 4 条に名称および紋章の使用について規定されている。本必携第 1 編 I の 14.に詳しく記載されているので乱用しないよう留意する。
- (10)名誉会員および準会員を除いて、いかなる会員も同時に二つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない。なお「名誉会員または賛助会員を除いて、いかなる会員も同時にライオンズクラブと同じような性格を持つ他の奉任団体の会員になることはできない」の規定は、2003年7月デンバー国際大会で国際付則改正により削除された。

第 30 条 施行期日 (P184)

本会則はこれを採択する複合地区大会の閉会時から効力を発する。ただし、他の複合地区と関連する規定については、これを採択する330 -337 の各複合地区大会がすべて終了した時から効力を発する。

(2) 2024 年 複合地区年次大会承認後,効力を生じ る。

第24条 施行期日 (P163)

本会則はこれを採択する複合地区大会の閉会時から効力を発する。ただし、他の複合地区と関連する規定については、これを採択する330 -337 の各複合地区大会がすべて終了した時から効力を発する。

◆国際理事候補者資格審查委員会規則改正

改正 (第61版)

現行 (第60版)

国際理事候補者資格審查委員会規則 (P203)

国際理事候補者推薦選挙手続規則 (P166)

第1章 国際理事候補者資格審查委員会 第1条 名 称

本組織を国際理事候補者資格審査委員会と称す る。

第2条 目 的

本委員会の目的は、地区及び複合地区から推薦 を受けた国際理事候補者を資格審査することにあ る。

第3条 構 成

国際理事候補者資格審査委員会は,以下の委員 で構成される。

- a. 一般社団法人日本ライオンズ委員会から正 副委員長
- b. 各複合地区から選出される複合地区国際理事 候補者資格審査委員長

第4条 任 務

国際理事候補者資格審査委員会は、下記の責務を負う。

- a. 地区及び複合地区から推薦を受けた候補者 の履歴書等、審査を行う。
- c. 目的としている,国際理事の日本割当枠数 (以下,割当枠と言う)に対し資格審査する。
- d. 割当枠を超える候補者の場合,第3章国際 理事候補者推薦選挙管理委員会を組織する。

昨年度(一社)日本ライオンズに於いて、名称変 更が行われた。それにともない規則変更をするも のである。第1章に名称変更となる条文を追加し、 第2章及び第3章は、今まで通り日本割当枠を超 えた場合選挙による推薦者を選出するものであ る。

第<u>2</u>章 準地区および複合地区大会の推薦 第 7 条 届 出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の準地区の年次大会議案として提案ができる期日までに本人の立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに提出する。不測の事態により新たな立候補予定者が必要になった場合には、定められた期日までに、新たな候補者の立候補届、推薦証明書が、国際本部に提出できるよう、日本ライオンズ、複合地区、地区と協議する。

第 <u>13</u>条 一般社団法人日本ライオンズへの推薦 要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は一般社団法人日本ライオンズ(以下日本ライオンズという)に対し、資格審査および推薦を求めることができる。

第<u>3</u>章 国際理事候補者推薦選挙管理委員会 第<u>15</u>条 目 的

選挙管理委員会は候補者が日本に割当てられた人数を超えた場合日本ライオンズの付託を受け、割当枠と同数の推薦をするため日本国内で選挙を行い、日本ライオンズとしての推薦候補者を決定することを目的とする。

第1章 準地区および複合地区大会の推薦 第 3 条 届 出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の準地 区の年次大会議案として提案ができる期日までに本人の立候補届出書および履歴書など必 要書類を地区ガバナーに提出する。不測の事態により新たな立候補予定者が必要になった 場合には、当年度の準地区年次大会議案として提案できる期日までに、本人の立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに提出する。

第9条 一般社団法人日本ライオンズへの推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を 受けた候補者は一般社団法人日本ライオンズ(以 下日本ライオンズという)に対し,推薦を求める ことができる。

第2章 国際理事候補者推薦選挙管理委員会 第11条 目 的

選挙管理委員会は候補者が日本に割当てられた人数 (以下割当枠と言う) を超えた場合日本ライオンズの付託を受け、割当枠と同数の推薦をするため日本国内で選挙を行い、日本ライオンズとしての推薦候補者を決定することを目的とする。

第17条 選挙管理委員会の構成

会において日程調整を行う。

選挙管理委員会は、日本ライオンズの理事の中から選出された正副委員長2名と、330~337複合地区ガバナー協議会によって任命された各国際理事資格審査委員長8名を選挙管理委員とし、計10名をもって構成する。ただし、候補者およびその支援に係る責任者を除くものとする。

第21条 選挙管理委員会の選挙による推薦 (8)上記日程外に日本枠が発生した場合は、理事

第4章 改正その他

第 24 条 本規則の改廃には日本ライオンズ理事会の承認を得た後,複合地区年次大会に<u>議案上程</u>し,投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。第 26 条

(付則) 本規則の改正部分は,2023~2024 年度複合地区年次大会の閉会時から,複合地区会則第28条の規定に従って効力を生じる。

第13条 選挙管理委員会の構成

選挙管理委員会は、日本ライオンズ330~337 複合地区ガバナー協議会によって任命された各 1名の委員、計9名をもって構成する。ただし、 候補者およびその支援に係る責任者を除くものと する。

第 17条 選挙管理委員会の選挙による推薦 (8)を 新たに追加する。

第3章 改正その他

第 20 条 本規則の改廃には日本ライオンズ理事 会の承認を得た後,複合地区年次大会に出席し, 投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。

- ◎複合地区会則改正の可決には出席代議員の3分の2以上の賛成が必要
- ◎国際理事候補者資格審査委員会規則改正の可決には出席代議員の過半数の賛成が必要